

令和 8 年度 米子市職員採用試験

【公務員経験者（退職者対象）】 受験案内

※令和 8 年度に実施する他の米子市職員採用試験（正規職員に限る）と併願することはできません。

※職種を併願することはできません。

【求める人物像】

米子を愛し、市民・仲間から信頼され、自ら考え行動する職員

1 受付期間・申込方法

受付期間	（通年募集） 令和 8 年 4 月 1 日（水）午前 9 時 ～ 令和 8 年 12 月 25 日（金）午後 5 時	
申込方法	インターネットによる申し込み ・期間中は 24 時間申込み可能です。 ・パブリックコネクトの会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。	

2 募集職種・採用予定人数・業務内容

職種	採用予定人数	業務内容	年齢要件
一般事務	若干名	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。	昭和 52 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた人
一般事務 （埋蔵文化財発掘経験者）	若干名	市の機関に勤務し、埋蔵文化財の発掘調査、文化財保護行政、埋蔵文化財に関する業務及び一般行政事務に従事します。	
土木	若干名	市の機関に勤務し、土木の専門的業務に従事します。	
建築	若干名	市の機関に勤務し、建築の専門的業務に従事します。	
機械	若干名	市の機関に勤務し、機械の専門的業務に従事します。	

※採用予定人数は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※市の機関には、市長部局、教育委員会等各種委員会及び上下水道局を含みます。

※詳しい受験資格・欠格事項は次頁をご確認ください。

3 受験資格

職種	要件
全職種共通	<p>次の①～③の要件を全て満たす人</p> <p>① 昭和 52 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれた人</p> <p>② 本試験の申込日現在において、国又は地方公共団体の公務員を退職している人</p> <p>③ 国又は地方公共団体において、正規の一般職公務員として、今回受験を希望する職種と同種の職務に従事した経験が通算して 8 年以上ある人</p>
一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）	<p>全職種共通の要件に加えて①～③の要件を満たす人</p> <p>① 学校教育法に定める大学（短期大学を除く）または大学院で考古学、歴史学、文化財学その他これらに準ずる専門課程を修めて卒業した人（採用予定日までに卒業又は修了見込みの人も含む）</p> <p>② 博物館法第 5 条に定める学芸員資格を有する人（採用予定日までに取得見込みの人も含む）</p> <p>③ 埋蔵文化財発掘調査の現地経験を持ち、発掘調査報告書等の執筆経験がある人</p>

【対象となる機関】

「地方公共団体」には、都道府県、市区町村のほか、特別区や一部事務組合等が含まれます。なお、独立行政法人、国立大学法人、外郭団体等での勤務期間は経験年数に含めません。

【対象となる身分】

「正規の一般職公務員」での経験に限ります。任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員等としての勤務期間は経験年数に含めません。

※ 国家公務員のうち、裁判所職員や国会職員などの「特別職」であっても、本市の事務職等と同種の職務経験に該当する場合は、一般職に準ずるものとして経験年数に含めることができます。

【同種の職務】

「一般事務」においては行政事務全般、「土木」においては土木に関する専門的業務など、採用を希望する職種の業務内容と同等であると認められる職務経験を指します。

【経験年数の通算と計算方法】

- ① 複数の国又は地方公共団体における同種の職務経験がある場合は、その期間を通算することができます。
- ② 職務経験年数は、週の所定労働時間が 38 時間 45 分以上勤務した期間が該当します。
- ③ 期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で採用又は退職した場合は、その月は全て勤務していたものとみなします。
- ④ 育児休業、介護休業、自己啓発等休業、病気休職、育児短時間勤務など、実際にフルタイムの職務に従事していなかった期間は、経験年数から除外して計算します。（産前産後休暇、部分休業、年次有給休暇等の短期休暇は経験年数に含めます。）

【職歴証明書の提出】

最終合格後、過去の勤務先に対して本市指定の「職歴証明書」の作成・提出を依頼させていただきます。「職歴証明書」により受験要件を満たしていないことが判明した場合や虚偽の記載があった場合は、合格（採用）を取り消します。

【一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）】

一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）の受験申込者については、受験資格の要件③を満たしていることを確認するため、実績を確認する書類（指定様式）に記述の上、受験申込時に提出してください。

4 試験日程・試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	随時（申込月の翌月中に実施） ・原則として、申込月の翌月の第2又は第3の土曜日又は日曜日に実施します。 ・日程調整の上、対象者に個別に通知します。	米子市役所本庁舎 ・詳細は個別に通知します。
第2次試験	随時（第1次試験の翌月上旬に実施） ・原則として、平日に実施します。 ・第1次試験合格者に個別に通知します。	米子市役所本庁舎 ・詳細は個別に通知します。

5 試験内容

区分	試験科目	対象職種	配点	試験内容
第1次試験	面接試験	全職種	200点	過去の職務経験、専門的知識及び本市における即戦力としての適性等を評価するための個別面接
第2次試験	面接試験	全職種	200点	本市への志望動機、意欲、人物像及び組織適応力等を総合的に評価するための個別面接

【第1次試験合格者の決定方法】

第1次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、第1次試験の得点にかかわらず不合格とします。

【最終合格者の決定方法】

第1次試験までの得点にかかわらず、第2次試験の得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

6 合格発表

区分	発表日	発表方法
第1次試験	第1次試験を実施した月の下旬	専用サイト（パブリックコネクト）のマイページにおいて合否を通知するとともに、合格者の受験番号を米子市ホームページに掲載します。
第2次試験	第2次試験を実施した月の中旬～下旬	

7 採用予定日

採用予定日	選択方法
最終合格発表日の翌月以降の各月1日	具体的な採用日は、合格者の現在の就業状況等を考慮し、合格者の意向を確認・調整した上で決定します。

※ただし、原則として最終合格発表日から起算して概ね3か月以内、遅くとも令和9年4月1日までの採用とします。

8 勤務条件

区分	内容
給料	月額 247,500 円～ ・上記の金額を基準として、個人ごとの学歴及び職歴等に応じて決定されます。 大学卒業後、8年間の勤務経験（正規・常勤）がある人の場合：月額 271,000 円程度 大学卒業後、18年間の勤務経験（正規・常勤）がある人の場合：月額 298,200 円程度 ・採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（1 週間あたり 38 時間 45 分）
勤務場所	市内各庁舎及び施設（本庁舎、第 2 庁舎、糀町庁舎、淀江支所、ふれあいの里、クリーンセンター、上下水道局など）
休日	週休日（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
休暇	年次有給休暇（年 20 日付与）、特別休暇等
福利厚生	健康保険・年金は、鳥取県市町村職員共済組合に加入

9 注意事項

(1) 試験日程について

各月末日までに受験申込が完了した方に対し、翌月上旬に第 1 次試験の日程を通知し、翌月中に第 1 次試験を実施します。

（例：4 月 1 日～4 月 30 日の間に受験申込が完了した方 ⇒ 5 月上旬に日程調整の連絡を行い、5 月の第 2 又は第 3 土日に第 1 次試験を実施します。その後、第 1 次試験合格者に対して 6 月上旬の平日に第 2 次試験を実施します。）

(2) 日程の調整について

試験日時は、応募者の状況等を考慮して本市が指定します。原則として指定された日時の変更はできませんので、あらかじめご了承ください。なお、第 2 次試験は平日の実施を基本とするため、あらかじめ休暇等の調整をお願いする場合がありますのでご承知おきください。

(3) 募集の早期終了について

通年募集（12 月 25 日まで）としていますが、採用予定人数に達し、欠員が補充された職種については、年度の途中であっても応募受付を終了します。受付終了時点で既に申込が完了している方については、予定通り選考を実施します。早めの受験をご検討ください。

(4) 次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める項目に該当する者は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (5) 日本国籍を有しない者で、次のいずれかに該当する者も受験できます。
- ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）による永住者
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）による特別永住者
- ※ 採用予定日までに永住権取得見込みの者を含みます。永住が認められなければ、合格しても採用されません。
- ※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (6) 身体の障害等により、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される場合は、受験前にその旨を申し出てください。

<対象・対象外となる職歴の具体例>

本試験の要件における「正規の一般職（任期の定めのない常勤職員）」、「同種の職務」及び「経験年数」の判断の目安は以下のとおりです。ご自身の経歴が該当するか不明な場合は、事前にお問い合わせください。

【対象となる職歴の例（○）】

●一般事務

- ・ 他の市町村や都道府県、国における一般行政事務職員
 - ・ 警察事務、公立学校の学校事務職員（行政職として採用された地方公務員である場合）
- ※ 国家公務員のうち、裁判所事務官や国会職員などの特別職であっても、行政事務と同種の経験である場合は対象とします。

●一般事務（埋蔵文化財発掘経験者）

- ・ 国又は地方公共団体（教育委員会等）における、埋蔵文化財の発掘調査や文化財保護行政の専門職員（文化財主事等）
 - ・ 国又は地方公共団体が設置する公立博物館、埋蔵文化財センター等における考古学・歴史学分野の学芸員等
- ※ 地方公共団体の正規公務員として採用された後、公益財団法人等（外郭団体）へ派遣・出向して発掘調査等に従事していた期間は対象とします。

●技術職（土木・建築・機械）

- ・ 他の市町村や都道府県、国（国土交通省などの地方支分部局を含む）における、各区分の技術職員（技官）
- ・ 地方公営企業（上下水道局、交通局等）における各区分の技術職員

【対象とならない職歴・期間の共通例（×）】

●身分・雇用形態が該当しないもの

- ・ 独立行政法人、国立・公立大学法人、特殊法人（日本年金機構等）、外郭団体・第三セクター等の職員（公務員の身分を有しないため）
- ※ 公益財団法人等の直接雇用職員（プロパー）や民間発掘会社の社員は対象外です。

- ・任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、非常勤職員、嘱託員など（正規の一般職公務員ではないため）
 - 職務内容が該当しないもの
 - ・警察官、消防吏員、自衛官、海上保安官など（公安職・武官等であり、行政事務等とは職務内容が異なるため）
 - ・国公立学校の教員、公立病院の医師・看護師、公立保育園の保育士など（専門職務専任のため）
 - 経験年数として通算できない期間（対象となる身分・職種であっても除外する期間）
 - ・育児休業、介護休業、自己啓発等休業、病気休職など（※長期にわたり、実際に職務に従事していない期間であるため）
 - ・育児短時間勤務など（週の所定労働時間が本市の規定（38時間45分）に満たない期間であるため）
- ※ 産前産後休暇、年次有給休暇、介護休暇、部分休業などの短期・一時的な休暇は経験年数に含めません。